告 示

埼玉県告示第九百四十五号

が Ш に 北本IC より、 あ 埼玉県環境影響評価条例(平成六年埼玉 った。 桶川市 周辺東部 から 地 桶川市の区域内にお 区土地区 画 整理事業に い 7 県条例第六十一号) 行 9 11 われる桶 て 、環境影 川都市計 響評 価 第四条第三項の規定 :画事業 調 査計 画書の (仮称 提出 ·) 桶

Ţ 期間は、 なお、 関 係地 次の とおり 域 が 所 ·である。 在する市 町 村 並 び に 環 境影響評 価 調 査 計 画 書 \mathcal{O} 縦 覧 \mathcal{O} 所 及

令和四年九月十六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 関係地域が所在する市町村

桶川市、鴻巣市、上尾市、北本市、川島町、吉見町

一 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県中央環境管理事務所

埼玉県東松山環境管理事務所

桶川市環境対策推進課

鴻巣市環境課

上尾市環境政策課

北本市環境課

川島町町民生活課

吉見町環境課

口 期間

令和 兀 年 九 月十六 日 (金) から令和 四年十月 日 月 まで (ただし、 土

曜日、日曜日及び休日を除く。